

指名通知書

この入札は、かごしま県市町村電子入札システムにより行います。

本工事では、入札参加者は入札に際し、入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を提出することが条件となっています。工事費内訳書を提出しない入札参加者、工事費内訳書が未提出であると認められる入札参加者の入札は無効の対象となりますので、注意してください。

1 入札に付する事項

工事番号 第 133 号

工 事 名 H30町五区線配水管布設替（1工区）工事

工事場所 指宿市 山川福元 地内

工事期間 平成 30 年 10 月 12 日まで

2 工事概要

管布設工 HIVP-RR ロング φ 75 L=72.0m

管布設工 HIVP-RR ロング φ 50 L=48.0m

給水管切替工 N=25 か所

3 契約条項及び設計図書等の閲覧

契約条項の閲覧場所は水道事業部 水道課とする。

設計書等の閲覧は電子閲覧とし、指宿市のホームページにて平成 30 年 6 月 27 日の午前 9 時から平成 30 年 7 月 10 日の午後 5 時まで掲載する。なお、電子データの貸出は行わないものとする。

4 現場説明の日時及び場所 なし

5 入札方法

かごしま県市町村電子入札システムにより行うものとする。ただし、やむを得ない理由で電子入札に参加できない者で、市長の承認を得た場合に限り紙入札により入札に参加することができる。

6 電子入札システム故障等の対応

電子入札システムの故障等により入札書の提出ができなくなった場合は、紙入札参加への変更ができるものとする。

紙入札の参加申請期限：平成 30 年 7 月 13 日 午後 5 時まで

(再度入札の場合は平成 30 年 7 月 17 日 午後 5 時まで)

7 入札書及び工事費内訳書の提出受付期間・場所等

※入札書を提出する際は、工事費内訳書を併せて提出すること。

(1) 電子入札で参加する場合

期間：平成 30 年 7 月 12 日 午前 9 時から

平成 30 年 7 月 17 日 午前 9 時まで

入札書提出先：かごしま県市町村電子入札システム

(2) 紙入札で参加する場合

期間：開札日時 30 分前から 開札日時直前まで

入札書提出場所：指宿市役所 指宿庁舎 2 階 財政課内

※入札書の右上に任意のくじ番号（3 桁）を記載してから、
封書にして入札箱へ投函すること。

8 開札日時及び場所

日時：平成 30 年 7 月 17 日 午前 9 時 30 分から

場所：指宿市役所 指宿庁舎 2 階 財政課内

9 再度入札及び再々度入札

本件が落札されない場合は、次のとおり再度入札又は再々度入札を実施する。ただし、入札執行者が不落札を決定した場合はこの限りでない。

1 再度入札

(1) 再度入札書の提出受付期間

・電子入札で参加する場合

期間：平成 30 年 7 月 17 日 午後 2 時から

平成 30 年 7 月 18 日 午前 9 時まで

入札書提出先：かごしま県市町村電子入札システム

・紙入札で参加する場合

日時：開札日時 30 分前から開札日時直前まで

入札書提出場所：指宿市役所 指宿庁舎 2 階 財政課内

(※入札書は封書にして提出すること。)

(2) 開札日時・場所

日時：平成30年7月18日 午前9時30分から

場所：入札書提出場所

2 再々度入札

再々度入札を実施する場合は、当該入札の実施決定後に本件入札参加者に日時等を通
知する。

10 入札保証金 免除

11 最低制限価格 有

(最低制限価格は、指宿市建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要領(平成30年
4月1日改正)により設定する。)

12 低入札価格調査に係る調査基準価格 なし

13 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する
金額を加算した金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた
金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税
事業所であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

14 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 記名押印がない入札書による入札(紙入札の場合に限る。)
- (3) 入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認し難い入札書による入札(紙入札の
場合に限る。)
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札(紙入札の場合に限る。)
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書によ
る入札(紙入札の場合に限る。)
- (6) 同一事項について2通以上の入札をした者の入札又は紙入札参加者が電子入札によ
りした入札
- (7) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をしてした入札(紙入札の
場合に限る。)

- (8) 指宿市電子入札実施要綱（平成 21 年指宿市告示第 114 号）第 7 条に規定する禁止行為をした者の入札
- (9) 談合その他の不正な行為があったと認められる入札
- (10) 工事費内訳書が未提出または未提出であると認められる場合の入札
- (11) その他入札条件に違反したと認められる者のした入札

15 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格未滿で申込みをした者は、失格とする。

16 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上

（ただし、建設工事で契約金額が 500 万円以下の場合は免除）

契約保証金の手段は次の各号のいずれかとなる。

- (1) 契約保証金（金銭）
- (2) 利付国債
- (3) 銀行等の保証
- (4) 前払保証事業会社の保証
- (5) 公共工事履行保証証券による保証
- (6) 履行保証保険契約の締結

17 前金払 有

（ただし、指宿市会計規則（平成 18 年指宿市規則第 39 号）第 44 条の規定に基づくものとする。）

18 落札者の契約書等の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 7 日以内に、契約書並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。ただし、当該届出書については、提出を要しないと認められるときはこの限りでない。

なお、期間が経過した場合は、落札者が、契約の締結をしない旨を申し出たものとみなす。

19 代理入札（紙入札の場合）

代理人による入札をしようとするときは、入札前に代理委任状を提出すること。

20 工事に係る資材の再資源化等

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた

工事であるため、契約に当たり、解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法及び処分場所等を参考に積算した上で入札すること。また、分別解体の方法等を契約書に記載するために、落札者は落札決定後に発注者と協議を行うこととする。

21 注意事項

- (1) この通知後、指名停止があったときは、入札に参加できない。
- (2) 主任技術者、監理技術者は、開札日以前3か月以内に雇用された者ではないこと。
- (3) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。(地方自治法施行令第167条の8第3項)
- (4) 本案件の契約が困難なため入札に参加できないときは、入札書提出締切日時までに辞退届を電子入札システムにより提出すること。
- (5) 辞退等により入札者が2者に満たない場合は、入札は行わない。
- (6) 入札結果の公表は、指宿市ホームページへの掲載及び総務部財政課での閲覧とする。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこととする(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。